

国立大学法人鳴門教育大学外国人客員研究員に関する規程

平成16年 4月 1日

規程第 30号

改正 平成17年 3月14日規程第 41号

平成18年 3月13日規程第 31号

平成27年 3月25日規程第 31号

平成28年 3月23日規程第 26号

(趣旨)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の外国人客員研究員に関する事項は、国立大学法人鳴門教育大学外国人客員研究員就業規則（平成16年規則第25号。以下「就業規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(選考方法)

第2条 地域連携センターの外国人客員研究員の雇用のための選考は、「地域連携センターの客員研究員の選考手続について」により、教育研究評議会の意見を聴いて、学長が行う。

(雇用手続等)

第3条 雇用に際して、学長が発する招へい状により、勤務時間、招へい期間、給与額、住居、赴任及び帰国旅費等雇用の条件を示すものとする。この場合において、招へい期間は事業年度にとらわれず、実際の計画どおり明示することとする。

(雇用契約期間の更新等)

第4条 外国人客員研究員との雇用契約期間の終期は、契約日の属する年度を超えることができない。

2 継続して雇用する外国人客員研究員の雇用契約期間の終期は、契約日の属する年度の範囲内で定めなければならない。

(契約の締結)

第5条 契約は日本語及び当該外国人が契約内容を理解できる外国語の契約書で締結する。ただし、当該外国人が日本語で契約内容を十分理解できる場合は日本語の契約書のみとすることができる。

なお、契約は本人が本邦に到着した後速やかに締結することとする。

(給与等)

第6条 外国人客員研究員の給与は、別表第1の号俸・基本給月額とする。

2 外国人客員研究員に係る号俸は、履歴書に基づき、別表第2及び別表第3により常勤の職員の例に準じて決定し、支給する。

(通勤手当)

第7条 外国人客員研究員の通勤手当は、常勤の職員の例に準じて支給する。

(住居)

第8条 契約期間中、外国人客員研究員に調度、電気、ガス、水道等の整備された国立大学法人鳴門教育大学職員宿舎を提供することができる。ただし、契約期間満了時において

ては、住居は本人の負担により現状に復し、退去するものとする。

(光熱水料)

第9条 外国人客員研究員が住居で生活のため消費する電気、ガス及び水道の料金は、原則として本人が負担するものとする。

(赴任及び帰国旅費)

第10条 外国人客員研究員が赴任又は帰国するときは、別に定める「国立大学法人鳴門教育大学旅費規程」により、赴任及び帰国旅費を支給する。

(雑則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長がその都度定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日の前日から引き続き、この規程の適用を受ける者の施行日に受けることとなる基本給月額が、施行日の前日において受けていた基本給月額を下回ることとなる場合のその者の基本給額は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日に受けていた基本給月額とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1

外国人客員研究員の基本給表

| 号 俸 ・ 基 本 給 月 額 | | |
|-----------------|----------|----------|
| 号 俸 | 雇用期間 | |
| | 6 月 以 上 | 6 月 未 満 |
| 1号俸 | 395,000円 | 345,000円 |
| 2号俸 | 447,000円 | 392,000円 |
| 3号俸 | 495,000円 | 433,000円 |
| 4号俸 | 529,000円 | 462,000円 |
| 5号俸 | 570,000円 | 498,000円 |
| 6号俸 | 615,000円 | 537,000円 |
| 7号俸 | 645,000円 | 565,000円 |

別表第2

外国人客員研究員の号俸格付基準表

| 号 俸 | 大学卒業後の経験年数 | 短期大学卒業後の経験年数 |
|-----|---------------|---------------|
| 1 | 0年以上 ～ 2年未満 | 0年以上 ～ 5年未満 |
| 2 | 2年以上 ～ 7年未満 | 5年以上 ～ 10年未満 |
| 3 | 7年以上 ～ 12年未満 | 10年以上 ～ 15年未満 |
| 4 | 12年以上 ～ 19年未満 | 15年以上 ～ 22年未満 |
| 5 | 19年以上 ～ 26年未満 | 22年以上 ～ 29年未満 |
| 6 | 26年以上 ～ 32年未満 | 29年以上 ～ 35年未満 |
| 7 | 32年以上 | 35年以上 |

(注) 上記以外の学歴を有する者については、国立大学法人鳴門教育大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則別表第5の修学年数調整表によりいずれか有利な方の学歴に調整するものとする。

別表第3

経 験 年 数 換 算 表

| 経 歴 | | 換算率 |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------|---------|
| 外国政府等公的機関又は教育・研究機関の職員としての在職期間 | 教育・研究系職員として在職した期間 | 100/100 |
| | その他の期間 | 80/100 |
| 学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間 (正規の修学年数内の期間に限る) | | 100/100 |
| 民間会社の職員としての在職期間 | | 80/100 |
| 兵役期間、牧師、修道女等の期間 | | 80/100 |
| その他の期間 | 教育、研究等に関する職務に従事した期間で、その職務についての経験が直接役立つと認められる期間 | 100/100 |
| | その他の期間 | 50/100 |